記

1　処分をした年月日　平成23年９月２日

2　被処分者の名称及び住所　登録認定機関特定非営利活動法人食・エネ・環境総合研究所　佐賀県佐賀市大財五丁目８番62号

3　処分の内容及び期間　法第17条の12第２項第１号の規定に基づく認定に関する業務の停止命令　平成23年９月２日から平成23年10月31日までの60日間

4　処分の原因となった事実

①　当該登録認定機関は、書類審査において、有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成17年農林水産省告示第1831号）の二第２項及び四により確認することとされている内部規程及び格付規程について、必要な内容が定められているかどうかチェックしていなかった。

②　当該登録認定機関は、実地調査において、有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成17年農林水産省告示第1830号）の一第１項第１号により確認することとされている申請者がほ場で使用する肥料及び土壌改良資材が有機農産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1605号）第４条に適合しているかどうか確認していなかった。

③　当該登録認定機関は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に定められた、次の事項を実施していなかった。

ア　内部監査の結果を文書化していない。

イ　認定業務の手順及び方法の見直しの記録を維持していない。

ウ　認定等の手数料の一部（車のレンタル料）として、認定業務規程に文書化していない料金を徴収していた。

エ　文書管理リストを維持していない（文書の制定日等の不記載）。

オ　審査員及び判定員の署名のある契約書を維持していない。

カ　審査員及び判定員の資格、訓練及び経験の記録に、当該審査員等の業績についての査定結果を記録していない。

キ　審査結果に係る報告書を申請者に通知していない。

以上の行為は、法第17条の５第２項の規定に違反し、法第17条の12第２項第１号に掲げる事由に該当する。

国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について

国土交通省防災業務計画を修正したので、災害対策基本法第36条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年９月９日

国土交通大臣　前田　武志

国土交通省防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的

東日本大震災への対応その他防災関連施策の進展を踏まえ、所要の修正を行った。

二　修正年月日

平成23年８月26日

三　修正の要旨

東日本大震災への対応等を踏まえ、防災対策の基本方針、津波対策の推進、危機管理体制の整備、災害発生時における応急工事等の実施、緊急輸送、地方公共団体等への支援、災害発生時における広報等について所要の修正を行った。

第１編　総則

第２章　防災対策の基本方針

○平成23年の東日本大震災においては、広域での強い地震動、大規模な津波災害、東京電力福島第一原子力発電所の事故など広域かつ複合的な災害に対して、国土交通省の総力をあげて対応してきたところであり、その経験を十分に踏まえ、大規模津波災害対策、災害応急対応等の一層の充実を図る。

第２編　震災対策編

第１章　災害予防

第１節　震災対策の推進

第４　都市の防災構造化の推進

⑾　津波に強いまちづくり

○防波堤・防潮堤による「一線防御」からハード・ソフト施策の総動員による「多重防御」、この他河川、道路や、土地利用規制等を組み合わせた津波防災・減災対策により、津波に強いまちづくりを進めていくものとする。

第６　津波対策の推進

○津波対策についての基本的な考え方は、次によるものとする。

・超長期にわたる津波堆積物調査や地殻変動の観測等をもとにして設定され、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた総合的な津波対策で対応するものとする。

・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、防波堤などの構造物によって内陸への侵入を防ぐものとする。

・とりわけ、湾奥部に市街地が広がる港湾などにおいては、津波防波堤による津波の低減と、海岸保全施設による防護を組み合わせた総合的な津波対策を推進する。

・なお、海岸保全施設等については、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくものとする。

第８　土砂災害に対する安全性の確保

○地震に伴う大規模な河道閉塞等の発生時における土砂災害防止法第27条に基づく緊急調査及び同法第29条に基づく関係地方公共団体への緊急情報の通知について、迅速かつ効果的に実施できるよう、関係地方公共団体、関係機関等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

第２節　危機管理体制の整備

第４　応急復旧体制等の整備

○想定災害、支援対象及び隊員の運用計画等を定めたＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画を作成する。

第８　後方支援体制の整備

○緊急時においても非常用発電機や車両の燃料が円滑に調達できるよう、関係事業者等との協定の締結など、必要な措置を講ずるものとする。食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。

第２章　災害応急対策

第７節　災害発生時における応急工事等の実施

○津波による湛水が発生した場合、湛水被害の拡大を防止するとともに、行方不明者の捜索、インフラの応急復旧等に支障とならないよう、排水ポンプ車等を活用した排水を行うものとする。

第９節　緊急輸送

○ヘリコプターからの物資の投下など被災地への緊急物資輸送等の災害対応において必要となる許認可の手続きを弾力化する等、柔軟な対応を行うよう努める。

第13節　地方公共団体等への支援

第３　応急仮設住宅の建築支援等

○都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うとともに、首都直下地震等に備えた応急仮設住宅用地の事前のリスト化について、地方公共団体に対して助言を行うものとする。

○建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方自治体等から要員の派遣の調整等を行う。

第15節　災害発生時における広報

○海外や日本に在住する外国人に対し、災害の被害や対応状況が正しく理解されるよう、英語等の外国語による広報に努めるものとする。

○広報にあたっては、外国人観光客の減少防止など、風評被害の防止にも努めるものとする。

法　務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人柄多貞介は願により公証人を免ぜられた。

名古屋法務局所属節田弘明は元公証人谷口伸夫の後任を免ぜられ、公証人柄多貞介の後任を命ぜられた。

広島法務局所属公証人外岡孝昭は願により公証人を免ぜられた。

見越正秋は公証人に任命され、広島法務局所属公証人外岡孝昭の後任を命ぜられた。（以上九月二日）（法務省）

国家試験

平成23年度技術士第一次試験の試験会場

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第１条の規定に基づき、平成23年10月10日に実施する平成23年度技術士第一次試験の試験会場について、次のとおり公告する。

平成23年９月９日

文部科学大臣　中川　正春

試験地	試験会場
北海道	北海道大学高等教育推進機構　札幌市北区北17条西８丁目
宮城県	サンフェスタ　仙台市若林区卸町２丁目15番地の２